

第42回原子力委員会定例会議議事録

1. 日 時 2007年10月16日(火) 10:30～11:10

2. 場 所 中央合同庁舎4号館6階共用643会議室

3. 出席者 原子力委員会

近藤委員長、田中委員長代理、松田委員、広瀬委員、伊藤委員
外務省

福井軍備管理軍縮課課長補佐

内閣府

黒木参事官

4. 議 題

(1) 第5回包括的核実験禁止条約(CTBT)発効促進会議の概要について

(2) その他

5. 配付資料

(1) 第5回包括的核実験禁止条約(CTBT)発効促進会議(概要と評価)

(2) 第39回原子力委員会定例会議議事録

(3) 第40回原子力委員会定例会議議事録

(4) 原子力委員会 地球環境保全・エネルギー安定供給のための原子力のビジョンを
考える懇談会(第3回)の開催について

6. 審議事項

(近藤委員長) おはようございます。第42回の原子力委員会定例会議を開催させていただきます。

本日は議題が、1つが、第5回包括的核実験禁止条約（CTBT）発効促進会議の概要について、外務省から御説明頂くことにしております。よろしく申し上げます。

では、どうぞ、事務局。

(1) 第5回包括的核実験禁止条約（CTBT）発効促進会議の概要について

(黒木参事官) それでは、第5回のCTBT発効促進会議につきまして、外務省の軍備管理軍縮課の福井課長補佐より御説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

(福井補佐) 外務省から参りました福井と申します。よろしくお願いたします。

第5回包括的核実験禁止条約（CTBT）発効促進会議は、IAEA総会と同じ時期にウィーンで開催されまして、先生方の中にはIAEA総会に出席されて、同じ時期にウィーンにいらっしゃった方もおられるかと思えます。それでは、簡単にまずどういう会議かという背景を説明させていただいた後、会議の概要と評価等についてお話しさせていただきます。

今回の発効促進会議はウィーン市内のかつて王宮であったホーフブルグ宮殿というオーストリア政府の会場で、9月17日午後から18日まで開催されました。どういう趣旨の会議かということですが、CTBTの条約交渉時に合意に苦慮した論点がいくつかあり、その中の1つがCTBTの発効要件でございまして、CTBTは潜在的な核開発能力を有する国44か国全ての批准が必要という非常にハードルの高い発効要件になっているため、もし条約の署名開放後に3年経過しても発効していない場合には批准国の過半数の要請によって発効促進会議を招集して早期発効を求めることとされております。これまでに4回、すなわち、99年10月にウィーンで1回目、2001年11月にニューヨークで2回目、2003年9月にウィーンで3回目、2005年9月、前回ですね、ニューヨーク国連本部で4回目、そして今回の5回目が開催されたということでございます。

先ず、CTBTについての日本政府の基本的な立場について説明させていただくと、我が国はCTBTを、核兵器不拡散条約（NPT）を礎とする国際的な核不拡散体制を支える、核兵器のない世界を実現するための現実的かつ具体的な措置として捉えており、その早期発効を重視しておりますので、今回の発効促進会議には、木村外務副大臣に政府代表を務めて

いただき、日本政府としてCTBTの早期発効についての強いメッセージを發し、CTBTの早期発効の重要性を訴えました。木村副大臣の政府代表演説は、本資料の添付に和文が、外務省のホームページに英文、和文と両方出ておりますので御参照いただければと思います。

前置きはそれ位にして、評価と概要の資料に基づいてお話をさせていただきます。

CTBTが現在どういう状況にあるかということですが、資料第1号の1の概要の部分でございますが、96年に署名開放されてから、現在署名国が177か国、批准国が140か国に達しております。先ほど申しました発効要件国が44か国ございまして、その中の10か国、すなわち米国、中国、インド、パキスタン、イスラエル、北朝鮮、イラン、エジプト、インドネシア、コロンビアが批准しておりませんので、残念ながらまだ発効しておりません。

2年前の2005年の第4回発効促進会議と比較しまして発効要件国であるベトナムを含め15か国批准国が増加しておりますので、そういう意味では普遍性が少しずつ高まってきているということでございます。なお、地域的な広がりを求めるとの観点から、プラスニック・オーストリア外務大臣とスタニョ・コスタリカ外務大臣という2つの地域グループを代表する国が共同で議長を務めるという初めての試みがなされましたが、106か国が参加しております。ちなみに、米国、インド、北朝鮮は不参加です。

先ほど、政府代表演説に少し触れさせていただきましたが、その主要点を簡単に説明させていただくと、唯一の被爆国としてCTBTの早期発効を重視するという我が国のCTBTに対する基本的立場を強調し、そして発効要件国10か国を含む未署名・未批准の国に対して可能な限り速やかに署名・批准をするようにということを要請しております。それから、昨年10月の北朝鮮の核実験を改めて非難し、さらにそれについて国際的な合意が形成されている国連安保理決議1718号の速やかな実施を強く求めるということをまず言及されています。

さらに、CTBT発効促進にかかる我が国の取組、それから検証体制整備のための努力についても紹介いただきました。具体的には、別添2ですが、5ページのところに発効に向けた我が国の取組が取り上げられており、一例を挙げますと、コロンビアとかインドネシアの両国のCTBTの批准に影響力を有する関係者を日本に招へいして、JAEA東海研究開発開発センターに設置されている第2国内データセンターを見学していただくとか、更に気象庁等関係省庁も訪問し意見交換や施設視察の機会をアレンジし、CTBTの早期批准をしようようしました。

それ以外にも、これは気象庁等の協力を得て、JICAグローバル地震観測研修というO

DAを活用した技術協力を実施しており、各国の地震専門家に核実験の地震波と自然の地震波の区別方法について技術習得していただいたりしております。

それから、我が国における国際監視制度施設の整備状況も説明し、例えば今年の2月に沖縄に設置された放射性核種観測所が正式に認証されたこと、既に建設済みでありました高崎の監視観測所に希ガスの監視装置を新たに設置したこと、そして、これをもって放射性核種監視施設の整備が完了したこと、そして、あと地震学的補助監視観測所の認証が残っている等の現状説明をいたしております。

次に主要各国の演説で特筆すべき点を簡単に紹介しますと、中国はCTBTの目標を支持しており核実験のモラトリアムを継続すること、自国の批准状況については人民会議に既に提出済みであることについて発言がありました。それから、北朝鮮の核実験につきましては多くの国が当然のことながら言及し、それによってCTBTの早期発効の重要性、検証体制整備を早急に進めることの必要性が高まったこと等が結論付けられました。

最終日には会議参加国の総意として最終宣言がコンセンサス採択されております。それにつきましては別添1、3ページですが、骨子をつけております。例えば6. ですが、CTBTの早期発効・批准を発効要件国10か国に対して要請、また、全ての国に核実験を行わないように要請、それからあと、9. のところなんかそうですが、CTBTの検証技術のなかに微気圧震動監視があり、大気中の核爆発のみならず火山爆発の衝撃も検知可能ですので、火山灰による航空機事故の防止に役立てる等、実は条約の目的以外の防災等の民生利用でも監視データが活用できます。このため、CTBTO準備委員会では、条約の実施とは逸脱しない形で、関連国際機関との協力や地震データの津波警報への活用につき合意されております。

次に、我々としてこの会議をどう見ているかということなのですが、現在、イランや北朝鮮問題等核兵器不拡散条約（NPT）を礎とする国際的な核軍縮・不拡散体制が非常に深刻なチャレンジに直面している現状下で、最終的には最終宣言をCTBTの早期発効、それから、核実験は条約を発効する前であっても行うべきでないというモラトリアムの維持の重要性を含んだ最終宣言がコンセンサスで採択できたということは、核実験の禁止が核軍縮・不拡散体制の強化に向けた最優先事項の1つであると、そういった政治的なメッセージを国際社会に送れたのではないかと考えております。

唯一の被爆国である日本としましては、木村副大臣に御出席いただいて、ハイレベルで日本政府としての演説を行うことができたということで、日本はCTBTを重視する、一貫し

た姿勢を印象付けることが可能となり、非常に有意義であったと思いますし、会議の概要についても、本邦各紙でも報道され、我々としては非常にありがたいものと思っております。

他方で、国際社会の現状を見ますとCTBTの発効要件が非常に厳しいこともありCTBTの発効への道のりは容易ではないですが、特に昨年の北朝鮮による核実験実施以降は核実験禁止が日本の安全保障にも直結する問題という新たな側面も出てきましたものですから、我々としては発効促進のための地道な努力が必要であると思っております、先生方含め皆様の御指導を賜ることができればと思っております。

それから、検証体制の整備の分野でも引き続き積極的に活動していくべきだと考えております。条約は発効しておりませんが、検証制度については、国際監視制度、即ち、地震、放射性核種、微気圧震動、水中音波のこの4つの検証技術を使ったネットワークが構築されることによって、CTBTの条約発効前であっても、核実験を秘密裏に実施することが困難な状況が生じ抑止力にもなりうるということが非常に大事だと考えております。当然のことながら今回の北朝鮮の核実験による地震波は検知されていますし、それから国際監視制度の整備が更に進めばその精度も高くなるわけです。もちろん条約が発効するまでは現地査察は行われませんが、その前の段階でも疑わしい事象が核実験であるかどうかははっきりする、そういった意味でもこの検証体制の整備が非常に大事だと思っております。したがって、特に今回の発効促進会議で我が国国内の放射性核種関連施設の整備はすべて終わっているということを日本政府として会議に報告できたことは非常に良いことだと思っております、皆様にいろいろ御協力いただいたことに感謝しております。

それから、CTBT検証制度から得られた地震データを津波警報に活用することについては、例えば、太平洋地域では関心が高く、島しょ国にとってはCTBTがかかる観点からも有益なものとして条約批准のインセンティブを高める効果もあると思っております、引き続き推進していく方向で考えております。

簡単でございますが、以上でございます。

(近藤委員長) はい、どうもありがとうございました。

それでは、御質問、御意見ございましたらどうぞ。

広瀬委員。

(広瀬委員) CTBTが核不拡散とそれから核軍縮という2つの目的に対して重要であるということは分かるのですが、現実として主要な国のうちのいくつかが未署名で、しかもアメリカのような国が批准してないということになりますと、実質的にこれが発効するのはかなり

困難ですよ。

それでいくつか質問があるのですが。1つは、2005年にも会議が開催されていますが、その時の最終的な宣言と今回の宣言とどこが違うのかということです。

それから、もう1つは、ここで地道な努力が大事だとおっしゃっているのですけれども、この努力を今の調子ですと外務省としては続けていくおつもりなのか。私はちょっとそこに限界も見ているのですけれども。外務省はいかがでしょうかということです。

それからもう1つ、3つ目の質問は、検証体制が確かに重要であって、意義のあることだと思うのですが、この検証体制というのはCTBTなしには存続し得ないものなのか。つまり、CTBTとの関連である検証体制なのか、CTBTがなくても例えばIAEAだとかほかの組織の検証体制として存続しうるものなのか。という3つの点についてお伺いしたいのですが。

(福井補佐) ありがとうございます。まず、前回の会議の最終宣言と比較して、今回採択された最終宣言には先ほど話をさせていただいた津波警報等CTBTの検証制度から得られたデータの民生利用、それから北朝鮮による核実験関連等のパラグラフが新たに付け加わっております。また全体的なトーンは後退するようなものにはなっていないと理解しています。

それから2つ目の質問については、日本が唯一の被爆国ということもあり国民の皆様のお気持ちを踏まえ、日本政府としてこの条約を早い段階で批准しておりますし、早期発効に向けた努力を今後も引き続き続けていくつもりでございます。他方、法律的に見てもウィーン条約法条約第18条というのがございまして、一度条約に署名した国はその条約の目的を害するようなことをやってはいけないという民法の「信義誠実の原則」のような規定で、米国等を含め少なくともCTBTに署名した国はすべてかかる義務を条約法上負うわけです。発効は確かに御指摘のとおり44か国全部批准しないと駄目なのですが、CTBTに署名しウィーン条約法条約を批准した国はそういう義務を負っており、我々日本政府も負っています。

それから3つ目の検証制度整備についてですが、CTBTの発効前の段階においてはCTBT準備委員会が検証整備を行うことになっており、これは毎年署名国が支払う分担金により費用負担を行っています。アメリカは、現地査察の部分は発効した後でしか査察はあり得ないという理屈で払っていないのですが、それ以外のところは払っております。したがって、そういう意味ではCTBTの検証制度の整備は進んでおり、それが無くなるということはないと思います。なお、施設によっては、他の国内の機関、例えば日本の場合気象庁の松代精密自身観測室が好例ですが、CTBTの国際監視制度のネットワーク外の学術系、防災

系の施設と共用になっているケースもあり、放射性核種のモニタリングも同じだと思うのですが、各国国内事情により様々な形態で運営が行われていることでもありますので、条約が発効するまでの段階でもC T B Tの検証制度は然るべく機能するものと理解しております。

(近藤委員長) よろしいですか。

最後の点に関して、準備組織は発効に向けて整備しておきましょうということで整備を進めているとして、整備が終わったらどうするかという点についてどうなんですか。日本は今までは整備中だからお金を投じることができたのだけれども、さてこれを維持するのはどうするか、技術開発はいいのかとか、条約が発効していないのですから、準備が終わったとしたら投資は終わりじゃないのという議論に対してどう答えるのでしょうか。確か、去年この整備を加速するようにとお願いした際に、そのような問題の指摘を予算当局になされたと聞いた記憶があります。

で、そのところ、整備された段階でそういう意味の改良改善活動を含む定常的な業務を進めるための財政的な支援というか維持のための投資をきちんとしていくことについてコンセンサスを作るべきではと感じたんですが。私の理解は違いますでしょうか。

(福井補佐) 国際監視制度施設の運用・維持にかかる経費負担については条約の規定にも、それからC T B T O準備委員会の設立文書となっているC T B T署名国際会議というのがございまして、今は条約が発効していませんからその準備委員会の設立決議に従って動いているのですが、両方見ましても、運用・維持経費は基本的に各国の分担金が原資となり、事務局側が負担するというようになっております。例えば我が国国内の施設を例にとると、千葉の夷隅(いすみ)というところがございます微気圧震動の監視観測所の運用・維持自体は日本気象協会にお願いしてやっていたのですが、実際の運用・維持経費はC T B T O準備委員会が負担しており、沖縄の放射性核種監視観測所でも同様になっております。

したがって、当然のことながら、先ほどの署名国会議決議により各国が分担金の支払いの意図表明を行っているので、事務局が機能する限りにおいては必ずそこから支払われると、そういう仕組みになっています。

(近藤委員長) そうですか。では私の誤解だったのですね、J A E Aから苦しい胸の内を聞いたように思っていたけれども、それは技術開発に関してでしたかね。

(田中委員長代理) 私が原研にいた最初の頃、受け手側で外務省とも話しましたがけれども、お金はC T B Tから頂いて運用をやるということで、高崎観測所も沖縄観測所もそうなります。

(福井補佐) はい。恐らくそこは私が申し上げたことも先生がおっしゃったことも実はある意味間違っていない、高崎、沖縄等国内の放射性核種監視観測所の運用・維持経費は事務局が負担していますが、例えば放射性核種データのスペクトル解析といった国内データセンターとしての業務経費は各国が負担することになっております。他方で国内データセンターといつつも、例えば高崎に今回設置しました希ガスの測定装置ですけれども、障害対策はリモートでインターネットを経由して調整したりとかリセットかけたりするようですが、時々東海村から専門家に出張いただき現場で調整願う等御足労いただいております、その際の旅費等はJAEAに面倒を見ていただいているので、そういう意味では先生がおっしゃられた話と私が先ほど申し上げた話は矛盾していないというふうに理解しております。

(近藤委員長) では、伊藤委員。

(伊藤委員) このCTBT、反対しているあるいは今まだ入っていない国ですね、この中でNPT、いろいろな理由がそれぞれある、北朝鮮とかこういうのは別にしまして、実際にNPTに加入している大国の中でも入らない。1つ理由としては、まず自国の核兵器の信頼性を検証していく上でどうしたって実験が必要だという。これは核軍縮と相入れるのか入れないのか。いや、少なくとも軍縮、弾頭の数減らしていくにしても残っている分だけやはりちゃんとしたものじゃなきゃいけないとか何とか理由はいろいろあるのかもしれませんが、これはちょっと議論置いておくとして。

検証技術が十分じゃないということから反対だという理由はもっともらしく聞こえるんですが、96年に署名開放された時から比べれば今はもう圧倒的に、今はもう200ヶ所ですか、技術も進んでいると思うのですが。それでもなおやはりこの理由は今でもやはり存在するというふうに技術的に考えられるのですか。それとも今やもうそんなことはない、どんな地下核爆発でも検知できるんだという域まで達しているのか、いや、やはりまだまだ技術開発が必要だというレベルなのか、ここをちょっとお伺いしたい。

(福井補佐) 資金と資源を無制限に投入すれば核実験探知のための精度が上がるのは当然ですが、他方で最終的に費用を負担する各国の財政事情もありそのようなことは不可能なので、各国代表団が協議を重ねた結果、最終的に合意した国際監視制度の設計基準はTNT火薬換算で1キロトン相当の核爆威力を伴う核実験を検知できるネットワークを構築するというものです。

そういうことで、例えば地震を例に取りますと、全地球上で主要監視観測所50か所により検知をして、そこで常時地震の波形データを取って、日本で言いますと松代が該当します

が、それ以外に120か所の補助監視観測所というのを設けており、まず、50か所でおおよその震源、核爆発があったと思われるところをある程度特定して、さらに120か所の補助監視観測所の内、震源近くのデータ、これはオンデマンドで必要な時だけ取るのですが、それを行うことで基本的には地球上のどこで1キロトンよりも大きな核実験をやっても検知できることになっています。小型でもっと小さな核爆発ができるとか、実際には爆発威力は小さくて検知できないのではないかとかいろいろな議論がございしますが、少なくとも条約交渉時にはしきい値1キロトンの核爆発であれば地球上のどこでやっても検知できることを想定してネットワーク設計をしており、技術的詳細については条約の附属議定書に規定されております。

(伊藤委員) そうすると、1キロトンというのはそれでもなお理由になり得るのですか、まだ検証は十分じゃないという。

(福井補佐) 例えば実際に核爆発やりましても、例えば砂岩の中でやった場合だとか、それから中国のロブノール実験場のように沖積層の中で爆発した場合、岩塩だとか岩の質によっては衝撃を吸収しますので爆発威力が見かけ上小さくなるという問題があったり、それから、地震波の伝播経路にしても断層があったりとか複雑ですから、波形がどのように伝わるかというのは、当然地形の影響を受けることになります。ただ、実際には核開発を行おうとする国が初めから小規模の核爆発を行うのは技術的に困難であるとのことから1キロトンのしきい値は意味があるものと承知しております。もっとも可能性の問題として、先生の御指摘のとおり、そういうことはあり得るのですが、いずれにせよ条約交渉の際にそのように合意しております。

(近藤委員長) それを唯一の理由にこれを批准しない国は本当にあるんですか。

(福井補佐) それは国によってはそういうことを言ったり、種々の理由を述べて批准に後ろ向きの国や、批准法案の議会提出は行っているものの政治の世界なので政府としては批准見通しの予測はできませんと言ったりとかいろいろな国があるのは事実でございしますが、先生方の御指導も得て、引き続き早期発効に向けて努力していきたいと思っております。

(近藤委員長) 松田委員。

(松田委員) 日本がこういう会議で積極的に発言をし、活動をしていることを日本の国民の方たちは余り知らされていないのではないかと思います。世界に対する日本の姿勢というのを明確にもっと国民に知らせることが必要なのではないかと思います。

その点で、別添の3ページのところにNGOと市民社会との協力を奨励という文言が骨子

の中に出ておりますけれども。これは具体的にどんなことをイメージして書かれたものなのかをお尋ねしたいと思います。

(福井補佐) 例えば、本年5月にウィーンで開催された第1回NPT準備委員会でもそうですが、NGOの方がいらっしゃれば意見交換の機会を持って御意見を拝聴させていただき、広島等でNGOの方が主催される会議にも、外務省からも時々参加させていただき等の形で、NGOの方と交流しております。また、今回の会議もそうですが、可能な限り関連資料をインターネットに載せておりますし、広報も重視しており、もっと詳細を知りたい方には情報が得られるようにしております。

それ以外で、この紙にはございませんが、軍縮教育という取組がございまして、例えば、5月のNPT準備委員会の時にも、会議場付近に特設ブースを設置し、被ばくの実相について一層の理解を得るため関連アニメDVDを上映したり、「はだしのゲン」英語版を置いたりするブースを作ったりとかしております。それ以外にも、例えば、今年の夏に札幌で国連軍縮会議というのがございまして、いわゆるCTBTとか条約交渉のためのジュネーブにございます軍縮会議ではなくて、1年に1回、日本に来ていただいて国連の会議をやるのですが、例えばその際に、今後日本の将来を担う学生の皆さんに参加いただいて軍縮に関するディベートの機会を創設し、当然そういう時には資料を配布して、軍縮・不拡散に関して理解を深めていただくのですが、例えば、そういった形で市民社会との連携というのをしております。

(広瀬委員) 最後にもう1つ。このCTBTの発効条件というのは非常に厳しいですよね。この10か国ここに挙がっている国を見てそう簡単に署名、批准しそうもない国が多いですね。そうしますと、このCTBTの会議の中で、例えばこの発効要件を少し変更してでもともかく発効させることに意義があるのではないかという議論は起こっているのでしょうか。

(福井補佐) 今回の会議の中ではございませんでしたが、例えばCTBTの暫定発効・暫定適用を検討すべき等の意見もあるのは事実です。CTBT発効要件の改正にはCTBTの改正規定を適用する必要がある、他方でその改正規定を使うためには条約が発効する必要があるという、法律が好きな人には頭の体操として興味深いものの非常に難しい問題がございまして、もちろん暫定発効をしている条約というのは、国連海洋法条約第11部実施協定であるとか前例がないわけではないのですが、そういうことをやるとむしろ発効要件国で未批准の国が、だったらやらなくてよいのではないかと言いかねないということで、我々としては引き続き厳しくても現状の発効要件で努力をしていくべきであると考えております。

(近藤委員長) 私も個人的には、期限を、例えばとりあえず5年間とか、期限付きでこの条約にコミットする宣言をしてもらおうと。実際、モラトリアムといているところはそうなっているわけですからね、モラトリアムの提案よりはかっこいいのではということをお口にすることがあります。それは期限有りの別の条約を作ることになっちゃうということで、お付き合い頂ける方は少ないと一蹴されてしまいました。

(広瀬委員) それでも良いのではないかとと思いますが。

(近藤委員長) それなら賛成するという明確な見通しがあれば良いのだけれども、それにすら賛成がなきゃ墮落の姿が露見することになりそうなので、議論自体にお付き合い頂けないということのようですが、そういうことを様々な場で問題提起をして議論してみる価値があるとは、いまでも思っています。

よろしゅうございますか。

どうもありがとうございました。大変お忙しいところありがとうございました。

それでは、次の議題、その他ですか。

(2) その他

(黒木参事官) その他の案件ですけれども、一番下の資料で資料第4号というものを入れています。原子力のビジョンを考える懇談会、第3回の開催を10月25日、虎ノ門三井ビルで開催する予定にしております。

その他は以上でございます。

(近藤委員長) では、委員の方々何か。よろしゅうございますか。

では、今日はこれで終わります。

どうもありがとうございました。

(黒木参事官) 次回の会議でございますが、10月23日、10時半からこの会議室で開催する予定となっております。

—了—